

住所

殿

大阪府公安委員会 印

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により次の納付の期限までに納付してください。

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件 ( )
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	
納付命令の理由	<div style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"><h1>見本</h1></div>

(教示事項)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注：1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、自動車検査証の返付の拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先